

9 月 1 日(月)～10 月 31 日(金)は行政相談月間です！ 身近な困りごとをお気軽にご相談いただけます。

総務省では、令和 6 年度から、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年 9 月から 10 月の 2 か月間を「行政相談月間」としました。

今年度は、9 月 1 日(月)から 10 月 31 日(金)までの期間を中心に、行政相談委員と協力して、別紙の行政相談パネル展のほか、県内各地で行政相談活動や広報活動を重点的に実施します。

行政相談月間中の主な活動内容

- ① **一日合同行政相談所** ※
【日時】10 月 14 日(火) 13 時～15 時
【場所】山形市役所 11 階大会議室
- ② **行政相談パネル展** (別紙参照)
【日時】9 月 29 日(月)～9 月 30 日(火)
【場所】イオンモール天童 専門店街 1 階 ウッドコート
- ③ **行政相談委員による相談所の開設、行政相談パネル展** ※

※ ①及び③の詳細については、後日お知らせします。

総務省行政相談センター

まぐみみ山形



(問合せ先)

総務省山形行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課 内山、早坂
Tel 023-632-3113

◆ 行政相談とは？

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。

◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、**総務大臣が委嘱した民間有識者**で、全国に約 5,000 人（各市町村に 1 人以上、山形県内では 67 人）配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを**ボランティア**として行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

◆ ご相談はこちら

ご相談は、国民の皆様身近な「きくみみ」、行政相談委員にお寄せください。



総務省行政相談センター

きくみみ山形



きくみみ山形を訪問（山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎）



行政苦情 110 番 0570-090110

※ 一部の IP 電話では、ご利用できない場合があります。
その場合は、023-623-1100 におかけください。



インターネットによる相談

URL: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

（右の QR コードからもアクセスできます。）



行政相談委員



行政相談委員が開設する定例相談所の開設予定日・場所は、当センターのホームページに掲載しています。

URL: <https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/yamagata/toppage1.html>

（右の QR コードからもアクセスできます。）





行政相談パネル展

令和7年9月29日(月)・30日(火)

10:00～15:00

会場：イオンモール天童 専門店街1階 ウッドコート

「行政相談」は、国の行政などの仕事や手続き、サービスに関する苦情や意見・要望を受け付けて、改善に向けた対応をしています。

その行政相談によって改善した事例について、パネルを使って分かりやすくご紹介します。

当日は行政に関するお困りごとについての相談も
秘密厳守・無料でお受けしますので、
ぜひお立ち寄りください！



簡単なアンケートにお答えいただいた方には
エコバッグ・風船などを贈呈

(問合せ先)
総務省
山形行政監視行政相談センター（きくみみ山形）
☎ 023-632-3113

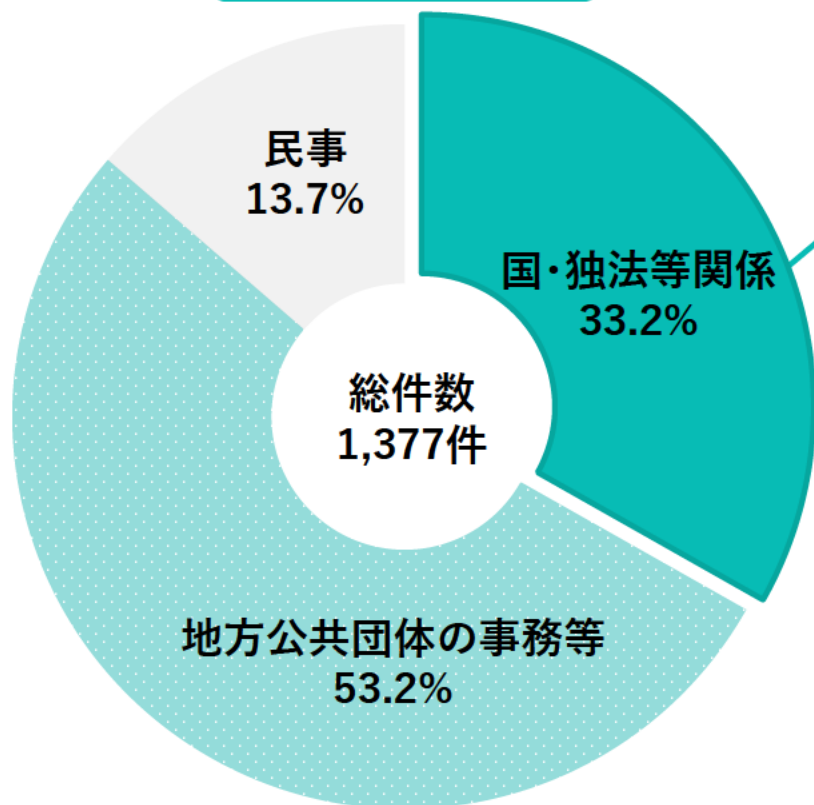
総務省行政相談センター
きくみみ山形



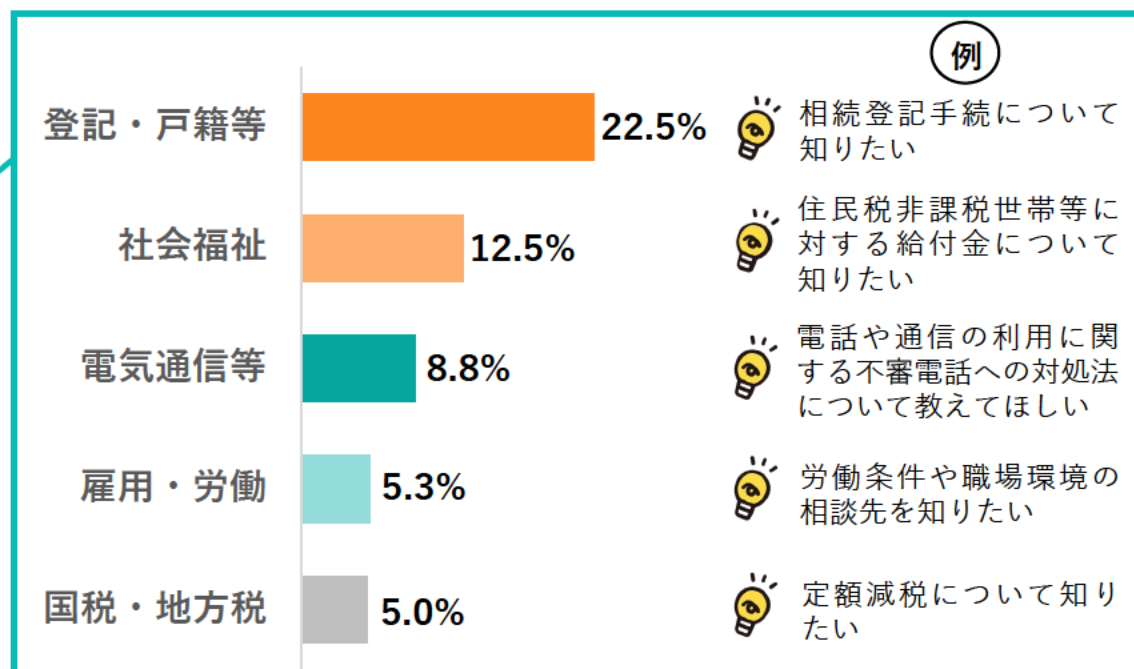
(参考) 山形県内の行政相談受付件数（令和6年度）

令和6年度の山形県内の行政相談受付件数は1,377件（前年度比193件減）でした。
登記・戸籍等、社会福祉、電気通信等に関する相談が多く寄せられました。

総件数



多く寄せられた相談



(注1) 「総件数」の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は一致しない。

(注2) 「多く寄せられた相談」の割合は、国・独法等関係事案の件数に対するもの。